

新

旧

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

四国地方整備局用地関係業務請負基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

R6.4.1改正

新	旧																				
<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p style="text-align: right;">表6-5</p> <p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）<u>第3条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第6条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>同要領第7条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積 <p style="text-align: center;">（※表6-7、6-11、6-17、6-21、6-25も同様に改正）</p> <p>(3) 非木造建物の調査及び算定</p> <p>非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（<u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u>）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p style="text-align: right;">表6-35</p> <p>注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木、祭祀料（弔祭料を含む。）等</u>について行うものとする。</p> <p>注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）	<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p style="text-align: right;">表6-5</p> <p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）<u>第4条</u>に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>同要領第7条</u>に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・<u>同要領第8条</u>に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積 <p>(3) 非木造建物の調査及び算定</p> <p>非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造（<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p style="text-align: right;">表6-35</p> <p>注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木等</u>について行うものとする。</p> <p>注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）																				
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ <u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u> ）																				

新

旧

第7 営業その他の調査

第7 営業その他の調査

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	-	技師 A	0.34人	
			技師 B	0.34人	

表7-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	-	技師 A	0.26人	
			技師 B	0.26人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
営業	事業所(企業)	-	技師 A	0.52	0.68	0.68	1.88人		
			技師 B	0.52	1.63	1.64	3.79人		
			技師 C	0.52	4.06	-	4.58人		
			技師 D	-	-	0.46	0.46人		

注 事業所(企業)とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
営業	事業所(企業)	-	技師 A	0.57	0.94	0.60	2.11人		
			技師 B	0.57	1.43	1.61	3.61人		
			技師 C	0.57	3.92	-	4.49人		
			技師 D	-	-	0.45	0.45人		

注 事業所(企業)とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
居住者調査	世帯	-	技師 A	-	0.02	-	0.02人		
			技師 B	0.05	-	-	0.05人		
			技師 C	0.05	0.08	-	0.13人		

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
居住者調査	世帯	-	技師 A	-	0.02	-	0.02人		
			技師 B	0.05	-	-	0.05人		
			技師 C	0.05	0.05	-	0.10人		

新

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	-	技師 A	-	-	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師 D	-	-	0.07	0.07人	
農家住家	戸	-	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師 C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師 D	-	-	0.11	0.11人	
店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師 C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師 D	-	-	0.07	0.07人	
事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師 D	-	-	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師 D	-	-	0.04	0.04人	
倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.02	0.02人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師 D	-	-	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

旧

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	-	技師 A	-	-	0.04	0.04人	
			技師 B	0.20	0.06	0.05	0.31人	
			技師 C	0.20	0.12	0.09	0.41人	
			技師 D	-	-	0.09	0.09人	
農家住家	戸	-	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.45	0.05	0.06	0.56人	
			技師 C	0.45	0.24	0.12	0.81人	
			技師 D	-	-	0.10	0.10人	
店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.26	0.05	0.04	0.35人	
			技師 C	0.26	0.18	0.13	0.57人	
			技師 D	-	-	0.09	0.09人	
事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.03	0.03人	
			技師 B	0.17	0.04	0.04	0.25人	
			技師 C	0.17	0.11	0.10	0.38人	
			技師 D	-	-	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.05	0.03	0.16人	
			技師 C	0.08	0.10	0.07	0.25人	
			技師 D	-	-	0.03	0.03人	
倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	-	-	0.02	0.02人	
			技師 B	0.13	0.04	0.03	0.20人	
			技師 C	0.13	0.12	0.06	0.31人	
			技師 D	-	-	0.06	0.06人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

新

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮住居、借家人又は家賃減収補償 (標準家賃調査あり)	世 帯	-	技師 A	-	-	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	-	0.06	0.05	0.11人	
			技師 C	-	0.16	0.14	0.30人	
仮住居、借家人又は家賃減収補償 (標準家賃調査なし)	世 帯	-	技師 A	-	-	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	-	-	0.05	0.05人	
			技師 C	-	-	0.14	0.14人	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	-	技師 A	-	-	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	-	-	0.06	0.06人	
			技師 C	-	-	0.48	0.48人	

旧

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮住居又は借家人補償	世 帯	-	技師 A	-	-	0.02	0.02人	補償額算定
			技師 B	-	-	0.05	0.05人	
			技師 C	-	-	0.13	0.13人	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	-	技師 A	-	-	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	-	-	0.06	0.06人	
			技師 C	-	-	0.52	0.52人	

新

旧

第13 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第14条に定められた土地調査及び物件調査、地方整備局用地事務取扱細則第52条に定められた損失補償協議書並びに同準則第55条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

(削除)

(削除)

(削除)

第13 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は表13-1の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表13-1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 A	用地調査等業務共通仕様書第127条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等 B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表13-2の判断基準により区分を行うものとする。

表13-2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。

注 補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表13-2による区分ごとの補正率は、表13-3により行うものとする。

表13-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補 正 率	0.50	0.80	1.00	1.30

新

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	-	主任技師	<u>0.40人</u>	
			技師 A	<u>0.40人</u>	
			技師 B	<u>0.40人</u>	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

表13-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	-	主任技師	-	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技師 A	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	
			技師 C	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	

注1 技師 A 1名、技師 C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(削除)

旧

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	-	主任技師	<u>0.54人</u>	
			技師 A	<u>0.54人</u>	
			技師 B	<u>0.54人</u>	

注 現地踏査は、表13-1の区分を行わないものとする。

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあっては表13-5、補償説明等Bにあっては表13-6により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	-	主任技師	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>	
			技師 A	<u>0.54</u>	<u>0.81</u>	<u>1.35人</u>	
			技師 C	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66人</u>	

注1 補償説明等Aは、主任技師1名、技師A2名、技師C1名の合計4名編成によって行うことを前提としたものであり、表13-5に表示する技師Aは2名分の人員数である。(以下「補償説明等A」の歩掛について同じ。)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	-	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	
			技師 A	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	
			技師 C	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	

注1 補償説明等Bは、技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注3 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

新

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-3により行うものとする。

表13-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	二	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	—	0.09	0.09人	
			技師 C	—	0.15	0.15人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(削除)

5 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-4により行うものとする。

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	回	—	主任技師	—	0.01	0.01人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14人	
			技師 C	0.13	0.12	0.25人	

注 直接人件費 = 単価 × 回

旧

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-7、補償説明等Bにあつては表13-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	二	主任技師	—	0.54	0.54人	
			技師 A	—	2.97	2.97人	
			技師 C	—	2.28	2.28人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	—	0.17	0.17人	
			技師 C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地、物件調査の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-9、補償説明等Bにあつては表13-10により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	二	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師 A	10.97	1.62	12.59人	
			技師 C	5.57	2.43	8.00人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.97	0.10	2.07人	
			技師 C	1.97	0.58	2.55人	

注1 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

新

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
補償	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
説明	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
消費税等調査	補償説明		回	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		消費税等調査	営業調査有	事業者	1
		営業調査無	事業者	1	

第5章 取扱方針

第2 数量の積算

1 予定数量等の算出

業務種別	予定数量の算出	変更数量の算出
用地調査等業務		
概況ヒアリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者の概数	補償説明を行った権利者の実績数量
説明資料の作成等	同上	同上
補償説明	補償説明の概数	補償説明の実績数量

旧

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
補償	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
説明	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
補償説明		補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		消費税等調査	営業調査有	事業者	1
			営業調査無	事業者	1

第5章 取扱方針

第2 数量の積算

1 予定数量等の算出

業務種別	予定数量の算出	変更数量の算出
用地調査等業務		
概況ヒアリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者の概数	補償説明を行った権利者の実績数量
説明資料の作成等	同上	同上
補償（費用負担）説明	同上	同上